令和7年度　石垣市社会教育事業委託実施要項

1　目的

　 　社会教育事業委託要綱（令和5年石垣市教育委員会告示第13号。以下「要綱」という。）第2条第2項及び第３項に基づき、石垣市教育委員会（以下「委員会」という。）が令和7年度の社会教育事業を委託する場合に必要な事項を定める。

2　委託者　石垣市教育委員会

3　委託内容

　　(1)　方言（スマムニ）の普及・啓発を図るための活動。

　　(2)　委託事業は３回以内の範囲で経費の対象とする。

　　(3)　その他、本市の方言(スマムニ)の普及・啓発に資する活動。

4　受託者

(1)　石垣市内で方言（スマムニ）の普及・継承を行っている団体

(2)　その他教育委員会が適当と認めた団体

5　開設期間　令和7年5月1日(水)～令和7年10月3日(金)

　　　　　　　　(実績報告書の提出期限を含む)

6　申込期間　令和7年4月11日(金)～令和7年4月22日(火)

7　募集団体　5団体

8　委託金額　4万円以内

9　経費の使途内容

社会教育事業委託要綱第11条の規定による

10　提出資料

申請と実績報告にあたって、石垣市社会教育事業委託要綱第４条及び第9条に基づく下記の書類を提出すること。

申請の時

(1)　石垣市社会教育事業受託申請書(様式第1号)

(2)　事業実施計画書(様式第2号)

(3)　団体名簿(様式第3号)

(4)　予算書(様式第4号)

　　　実績報告の時

(1)　石垣市社会教育事業実施報告書(様式第6号)

(2)　実施報告書(様式第7号)

(3)　収支精算書(様式第8号)

(5)　参加者名簿(様式第10号の2)

(6)　領収証綴(様式第11号)

11　その他

　　　要綱及び本要項に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

12　提出先及び問合わせ先

　　石垣市教育委員会　いきいき学び課

　　Tel：0980-83-0373　Fax：0980-82-0294